

けんりょうご 権利擁護の そうたんコーナー

今月のそうたん

法定後見制度の申立は
どのようにすればよいのでしょうか？

Q 私の父は重度の認知症なので、財産管理をするため、成年後見制度を利用したいと思います。どのように手続をすればよいのでしょうか。

A 法定後見制度(後見・保佐・補助)を利用するためには、ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所(宍粟市の場合は神戸家裁龍野支部)に後見(保佐・補助)開始の申立をすることが必要です。この申立は、本人、配偶者、4親等以内の親族等が行うことができます。

申立にあたっては、申立書に本人の生活状況や財産状況、申立の理由等を記載し、戸籍謄本・住民票・現在法定後見の登記がされていないことの証明書(法務局が発行)・財産状況に関する資料・本人の判断能力の程度に関する診断書等が必要です。診断書は、法定後見の手続専用のものを用意することが求められています。

申立のために必要な費用は約1万円ですが、診断書だけでは判断能力の程度が判断できない場合は、裁判所が精神鑑定を依頼することになり、その場合は鑑定費用として10万円程度が必要となります。

誰を後見人等を選任するかは、最終的には裁判所が審判で決定しますので、特に後見人等になってくれる候補者を探す必要はありませんが、申立の段階で候補者がいる場合は、その方の氏名を申立書に記載することができます。一般的には本人と日常的に交流できる子などの親族が候補者になる場合が多いですが、本人の財産や介護等を巡って親族間でトラブルがある場合は、申立書に候補者を記載していても、裁判所の方で弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職を選任することもあります。

家庭裁判所の受付に行けば、申立書の用紙のほか、記入方法や必要書類に関する説明書を受け取れますし、申立の仕方について説明を受けることもできます。また、インターネットを利用できる方は、神戸家庭裁判所のホームページで必要書類や説明書をダウンロードすることができますので一度ご覧になってみてください。

【姫路総合法律事務所 弁護士 土居 由佳】

暮らしの相談・お困りごととは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談
(法律専門相談)

宍粟防災センター

11月25日(金)

12月2日、9日、16日(金)

午後1時30分～4時

※予約制となっています。

(山崎支部 621-5530)

◎結婚相談

宍粟防災センター

12月1日、15日(木)

午後1時30分～4時

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～
午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、
介護に関する相談や苦情、
福祉サービス等の相談を受け
付けています。

お気軽にご相談ください。

交通事故から
子どもたちを守るために

飛び出し坊やを
貸し出します



宍粟市社協では、子どもたちの
飛び出し事故を防止したいと、
共同募金を活用し、飛び出し坊や
を製作しました。

貸出を希望される方は、社協の
各支部へお問い合わせください。

読者の
感想より

福祉パズルを見て、今日が「敬老の日」だと気づきました。90才を過ぎた祖母に会いに行っ
て来ようと思いました。(山崎町 女性)